

# 東京都北区狭あい道路等拡幅整備事業のご案内

近年、首都直下型地震の切迫している中、北区では、木造住宅が密集した地域をはじめとして、区全体での都市防災機能の向上が求められています。

本事業は、**区民のみなさま等の協力（申請）をいただきながら**、建替え等の機会を捉えて、災害時の緊急車両の通行や避難経路を確保、安全な生活道路の整備や良好な住環境の整備（採光、通風面の効果など）による防災機能の向上と快適な都市空間を確保するため、**建築基準法に規定された4m未満の狭い道等の拡幅整備をおこなう事業**です。

## 拡幅整備事業の対象となる道路

- 北区が建築基準法第42条第2項道路に指定した道路（公道・私道ともにあります）
- 建築基準法附則第5項の規定により、位置の指定があったとみなされた道路（暫定道路境界線は除く）
- その他区長が必要と認めた道路

## 事業の主な内容

### 1. 狭あい道路等の拡幅整備工事

- ・ L型側溝又は縁石の整備
- ・ 後退部分の舗装、整備復旧工事など

### 2. 助成制度

- ・ 拡幅整備の障害になる、道路沿いの門・塀等を撤去する場合の助成金（1mにつき5,000円）
- ・ 東京都建築安全条例上のすみ切りに整備する場合の助成金（1か所12万円）

※虚偽の申請や法令違反等が判明した場合、当該事業の対象外となり、整備工事費、助成金の返還を行う場合があります。（例:無確認の塀の築造等）

## 1. 狭あい道路等拡幅整備工事の条件

- ①事業対象となる道路であり、道路の中心線協議が終了していること
- ②申請者が個人または中小企業であること（資本金3億円以下または従業員300人以下）
- ③北区居住環境整備指導要綱の対象建築または、敷地面積500㎡を超えないこと
- ④東京都北区狭あい道路等拡幅整備要綱に基づく必要な関係書類がすべて提出されていること
- ⑤拡幅整備部分の土地所有者と隣接する土地（私道も含む）の所有者から拡幅整備工事について承諾があること
- ⑥区道・区管理通路・認定外道路・水路に関しては、原則「寄付申出書」または「道路敷地無償使用承諾書」の提出をしていただき、拡幅整備後は後退部分を区道等区域に編入し、区が管理できること。ただし、認定外道路、水路については「寄付申出書」のみとなります。申請方法等、詳しくは土木管理課台帳係へご相談ください。
- ⑦拡幅整備部分の地表面にみえる支障物（境界プレート・杭・鋸・メーターBOX・宅内柵・CB塀・土間コンクリート等）及び地盤面から約60cm以内にガス・上下水道・その他の地中埋設物（塀基礎等）など、拡幅整備工事に支障となるものがないこと
- ⑧後退位置（整備範囲）を現地に明示し、現地立会確認を行うこと
- ⑨拡幅整備工事にあたり、支障となる後退杭等を北区が撤去する場合でも、北区が復元・復旧を行わないことに同意すること
- ⑩拡幅整備工事完了後の後退済表示板の設置を承諾すること
- ⑪原則として高低差がある場合、擁壁等は申請者が設置すること

### ○拡幅整備工事の注意点

- ①以下の場合においては拡幅整備工事の対象外となります。
  - ・道路終端部分
  - ・現況の道路状況が砂利敷きや土の状態のみの場合（道路状況がかわれば、拡幅整備工事ができる場合もあるので、事前に相談してください）
- ②申請の際、必要な関係書類がすべて揃わなければ、受付できません。
- ③後退位置の明示に本杭を入れる場合は整備部分に入らないよう設置してください。
- ④現地立会時に、支障物等が確認された場合は、是正が確認できるまでは工事は行えません。
- ⑤拡幅整備工事の年度予算が上限に達した場合、翌年度の工事となります。
- ⑥是正対応がなく、拡幅整備工事の着手が申請より2年を超える場合、再申請が必要となるため、申請書一式を返送する場合があります。

## 2. 助成制度の条件

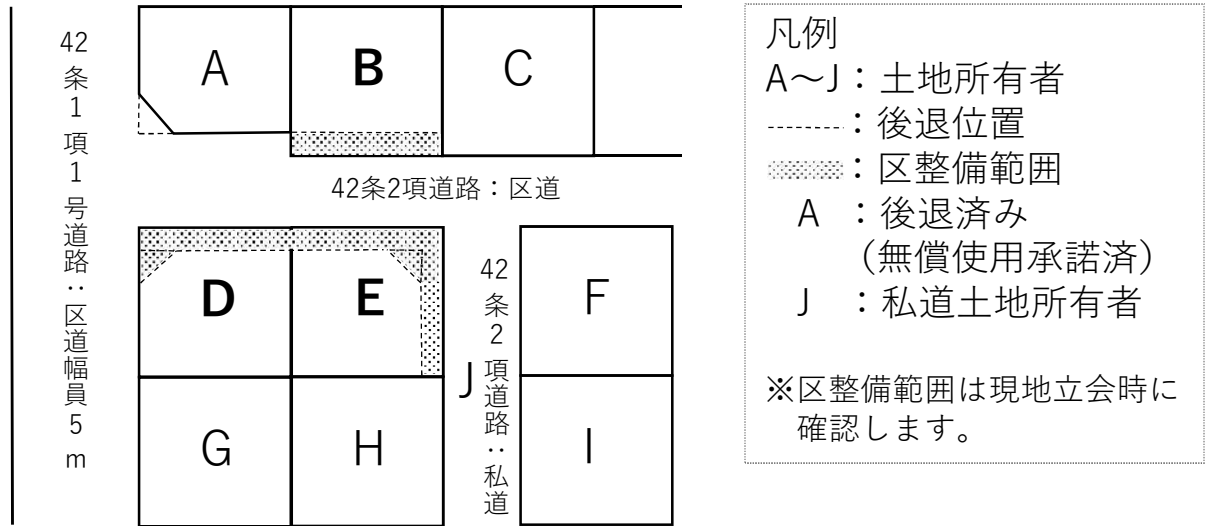
- ①東京都北区狭あい道路等拡幅整備事業により、北区で拡幅整備を行うこと（すみ切りの助成金については、区ですみ切りをすべて整備した場合に限る）
- ②東京都北区狭あい道路等拡幅整備要綱に基づく必要な関係書類がすべて提出されていること
- ③対象となる門・塀等の除却に対し、他事業で助成金または補助金を受領していないこと
- ④対象となる門・塀等は、固定されているものとし、以下のとおり
  - Ⓐ.伸縮可動式及び引き戸を除く門扉（高さ及び材質は問わない）
  - Ⓑ.既存道路面から高さ1.0mを超える塀（フェンス等も含む）
  - Ⓒ.既存道路面から高さ0.4mを超える大谷石塀、コンクリートブロック塀、RC塀、万年塀等の強固な塀
  - Ⓓ.既存道路面から高さ0.4mを超える土留めで、Ⓒ.に準ずる構造のもの

### ○助成制度の注意点

- ・対象となる門・塀等の位置及び延長を図面上に明記してください。
- ・対象となる門・塀等の撤去前・後の写真が必要です。
- ・助成金申請は押印が必要です。（シャチハタはNG）

## 隣接地所有者の承諾取得範囲例

- ①Bが申請者の場合：A・C・区へ寄付または無償使用承諾
  - ②Dが申請者の場合：E・区へ寄付または無償使用承諾
  - ③Eが申請者の場合：D・H・J・区へ寄付または無償使用承諾
- ※公図、登記簿謄本等で所有者を確認します。



### 手続きの流れ

中心線協議  
(終了)

建築確認申請

書類準備

拡幅整備工事申請・助成金申請 提出

建築工事  
足場解体時期確定・立会連絡

現地立会確認

拡幅整備工事・完了後、  
助成金(対象者のみ)交付

申請書および記入例は窓口または、北区のHPを参照ください。  
道路と敷地に高低差がある、隣接地及び私道所有者の承諾が得られない等、区と調整が必要な場合に事前相談をお願いします。

**整備工事**：建築確認済証交付後から足場解体の1カ月前までに提出  
**助成金**：対象となる門・塀等の撤去後に提出  
 ※同時の申請も可能です。

足場解体の7～10日前に連絡ください

後退位置、支障物の有無等工事に関する  
こと、工事日程調整等の確認を行います。  
なお、支障物等が確認された場合、是正  
が確認できるまでは工事は行えません。

